

視察報告

まちづくり特別委員会

視察期間

平成26年1月28・29日

視察先と視察事項

○滋賀県草津市

草津C-I（シティアイデンティティ）推進事業の取り組みについて

○和歌山県田辺市

熊野ツーリズムビューローの取り組みについて

草津市

滋賀県草津市に「C-I（シティアイデンティティ）」、シティセールスについて視察に行きました。草津市は人口13万人ほどの土岐市と比べるとかなり大きい市となります。そして今でも人口増加を続けていて全国的にも高い伸び率を保っています。

しかしながら将来的には少子高齢化等による人口減少は避けることのできない課題となっています。

さらに草津市の認知度は東京、大阪などでアンケートを取った結果あまり高いとはいえない状況となっております。また草津市民の中にも特に自慢できるものがない、群馬県草津町と混

同されるなどの意見が出されており、もっと草津市の良さを全国にアピールできるよう草津というまちに誇りを持ち、市の魅力や個性を市内外に売り込む「シティセールス」を戦略的におこなっていくため、シビック・ブライドの推進に取り組んでいます。

基本としては成長型社会から成熟型社会へということで、少子高齢化は避けられないことを前提に都市の魅力を充実させ、市内外に向かって積極的にアピールすることにより、地域を活性化することを目標としておられます。

そのためには市政の運営に市民参加を進め、市民との協働を基本としてまちづくりに取り組まなくてはなりません。第5次草津市総合計画において、「出会いが織りなすふるさと『元気』と『うるおい』のあるまち草津」を将来的に描くまちの姿とし、草津市民であることにたいして誇りや愛着が持てることを目指されています。

土岐市といたしましては、すでに人口の減少傾向が見られ、地場産業である「焼き物」という全国的に見ても非凡に有名である産業も衰退の一途をたどっております。このような状態を打破するためには、市民一人一人の協力は必要不可欠であると考えます。

草津市では市民が市政などに積極的に取り組めるよう、いろいろな方法で

アプローチが始まっていますが、成果も出始めています。平成16年には熊野古道の一つ、中辺路ルートとその周囲を世界遺産の一部として登録されただと思われます。

アプローチが始まっており、少しづつ進めてきています。平成16年には熊野古道の一つ、中辺路ルートとその周囲を世界遺産の一部として登録されました。そこで田辺市は観光振興に生かし地域振興につなげようとしていました。その方法として、田辺市は合併前にあつた5つの観光協会を一本化するのではなく独自性を尊重し「熊野ツーリズムビューロー」が設立されました。取り組みのポイントとして、地域資源の保全と観光復興の両立による持続的な観光地づくり、外国人にルールを伝えるワークショップ、各観光協会と田辺市熊野ツーリズムビューローの役割分担、ニーズに応じた積極的な観光PR活動などをおこなっています。



▲草津市

次に、和歌山県田辺市に熊野ツーリズムビューローの取り組みについて視察に向かいました。

田辺市は平成17年に田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町が合併して誕生しました。人口は約8万人で土岐市よりも少し多いです。

田辺市は合併後の重点施策として

「観光グレードアップ・プロジェクト」を進めています。平成16年には熊野古道の一つ、中辺路ルートとその周囲を世界遺産の一部として登録されましたが、その後、田辺市は観光資源を有するようになりました。そこで田辺市は観光振興に生かし地域振興につなげようとしていました。その方法として、田辺市は合併前にあつた5つの観光協会を一本化するのではなく独自性を尊重し「熊野ツーリズムビューロー」が設立されました。取り組みのポイントとして、地域資源の保全と観光復興の両立による持続的な観光地づくり、外国人にルールを伝えるワークショップ、各観光協会と田辺市熊野ツーリズムビューローの役割分担、ニーズに応じた積極的な観光PR活動などをおこなっています。

主に海外からの観光旅行者のニーズに合った観光地づくりと、個人旅行者といったある程度ターゲットを絞った施設を重点的におこなうことにより、持続的に世界からの観光者を満足させることのできる環境が整いつつあります。

土岐市も田辺市ほど有名な観光地があるわけではありませんが、焼き物など積極的に内外にアピールできる材料は数多くあります。それらをうまく観光産業に生かせるよう考えていく必要を感じました。

視察報告

議会改革特別委員会

視察期間
平成26年1月16・17日

視察先と視察事項

○石川県加賀市
○福井県敦賀市

【議会基本条例制定後の運用状況】

について

加賀市

加賀市は、平成17年に旧来からの加賀市と山中町が合併して誕生し、山中温泉も加賀市となり、山中・山代・片山津の加賀三温泉が、同一の自治体内となりました。しかし、加賀温泉郷では、ピーク時では400万人の集客があつたそうですが、現在では200万人以下になつているとおっしゃつておられました。

加賀市議会基本条例は、議会の「憲法」と位置づけられ、平成23年4月1日に施行されおられました。議会基本条例に関しては、土岐市議会より3年先輩になります。

加賀市議会基本条例では、市民が分権、自治の主役として政治や行政に対して参加し、協働できる議会であるた

め、議員自ら認識を強めるとともに、主役である市民に分かりやすい議会にすることを提案されておられました。

前文・第一章では、市長と議会の切磋琢磨と市民参加で福祉の向上を目指すとともに、議員相互の自由な討議を尊重することを定義されております。

第二章では、開かれた議会を定義されており、議会情報の公開と夜間・休日議会の開催に努めておられます。しかし、当日の研修では、夜間や休日に議会を開催しても、傍聴者はさほど多くないこともあるとおっしゃつておられました。

敦賀市

第六章では、市民が参加する議会が定義されており、委員会に参考人を呼んだり、公聴会を開くこと、議会報告会を年1回以上開催することなどとされています。ただ、議会報告会では、地区によって参加者にばらつきがあること、特に女性の参加者が少ないのが課題であるとおっしゃつておられました。

第八章では、議会の政治倫理、身分及び待遇について定義されています。

加賀市議会の議員政治倫理条例は、議員は、市から補助金等の交付を受け、消防団や体育協会等の団体の長に就任できないことが規定しており、議員としては基本的な倫理とはいえ、条例での明記は印象的であります。

敦賀市

敦賀市議会の議会基本条例は、平成23年4月1日から施行され、前日に訪問いたしました、加賀市議会と全く同じ時期でありました。従つて議会基本条例に関しては、今回の視察は、偶然にも土岐市議会より3年先輩になる先進地の行政視察となりました。

敦賀市議会では、議会基本条例の立案には、「改革先行型」実績を条例で規定」と「条例先行型」理想を条例で規定する二つのタイプがあるとされ、議会改革の実績と、新たな議会改革の両方を並行して行う「同時進行型」で立案されたとのことです。

敦賀市議会の議会基本条例は、「市民から信頼され、身近でわかりやすい議会」をめざす議会改革の一環として制定されましたとのこと。その議会基本条例は前文と16条の条文から成り立つており、その主な特長としては、委員会の原則公開、参考人制度の十分な活用、議会報告会の開催、政策討論会の開催などがあげられていました。



▲敦賀市

議員全員が前年より良い報告会になるようとに試行錯誤を重ねられ、市政広報TV、FMラジオや市広報誌、議会報58人にとどまつたそうです。議会報告会での参加者を増やすことに課題があるとおっしゃつておられましたので、私の方から、自治会などの役員さんに協力を求め、参加者の動員などをされなかつたかお聞きしたところ、「市民の自主的な参加者で開催したい」とのお答えがあり、自主的な開催が印象的でありました。

報紙等での広報活動がなされ、議員によるスーパー等でのチラシ配布（700枚）その他広報活動がなされ、議会報告会は、敦賀市内4ヶ所の公民館で開催されました。が、結果として参加者は